

# IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件

## アカデミック・オプションに関する特則

---

この「アカデミック・オプションに関する特則」(以下、「本特則」といいます。)の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)の条件を変更するかまたはこれに追加されるものです。

お客様が「IBM パスポート・アドバンテージ-登録申請書」を IBM または該当する場合にお客様のビジネス・パートナーに提出する際に、お客様は、お客様が「アカデミック・オプション」に基づいた登録をしようとしていることを示すことによって、修正なしに「本特則」の条件に同意したものとみなされます。

「本特則」で使用されているものの、「本特則」において定義をされていない用語については、「本契約」において定める用語の定義に従います。「本契約」に基づいて「アカデミック・オプション」に登録するためには、お客様は以下である必要があります。

- (1) 学校教育法に従う、国公立および私立の小学校、中学校、高等学校、大学(短大含む)、大学院、高等専門学校、特別支援学校、養護学校、幼稚園
- (2) 上記(1)の学校付属の病院、診療所、および臨床研修指定病院
- (3) 学校教育法に従う、専修学校(私立学校については学校法人格を有すること)
- (4) 学校教育法に従う、各種学校(私立学校については学校法人格を有すること)
- (5) 地方教育行政に関する法律に従う、教育委員会、教育センター、教育研究所
- (6) 放送大学学園法に従う、放送大学
- (7) 文部科学省が設置した、研究所、博物館、天文台、大学共同利用機関等
- (8) 文部科学省以外の中央・地方官庁の管轄する大学校(防衛大学校、水産大学校、海上保安大学校など)、短期大学校、学校(消防学校、職業訓練校、警察学校など)
- (9) 地方教育行政に関する法律に従う、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関

「対象製品」は、教育機関の学術研究または管理目的のために使用される必要があります。

「対象製品」を、第三者に対する商用サービスの履行目的に使用することはできません。

「本特則」に基づいて、お客様には認定教育機関として特別な料金が適用されます。そのため、その他の料金設定ならびに割引制度および手続きは適用されません。

「本契約」第 1.11 条の「レベル別推奨数量割引料金」のレベルは、「本特則」のもとでは適用されません。